

電波利用環境保護と電波監視

1 電波監視

電波は、放送、携帯電話、移動体通信、ネットワーク機器や家電など、国民生活や社会経済活動に不可欠であり、その重要性はますます増大しています。

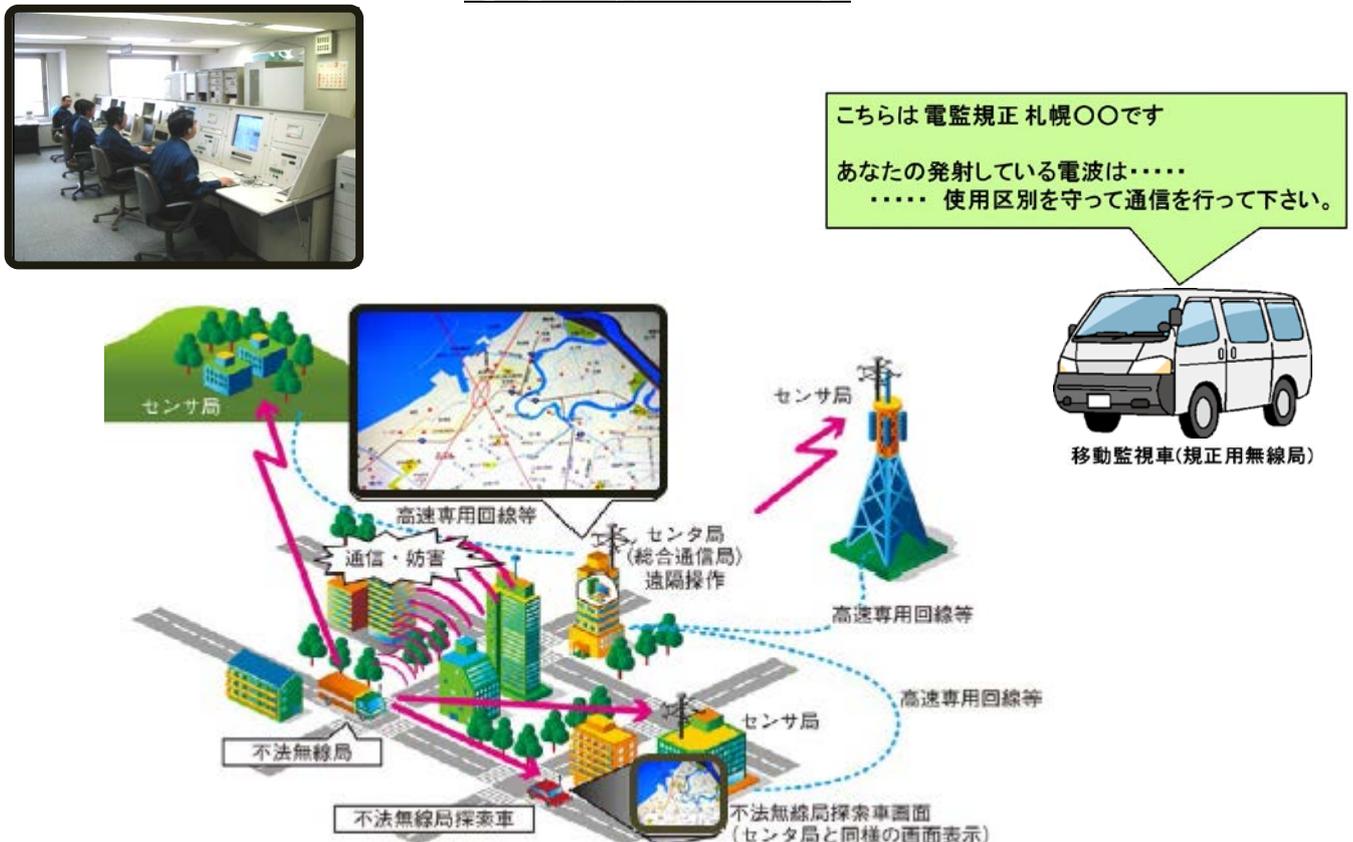
一方で、不法無線局や電子機器から漏洩する不要電波による障害は増加の傾向に有り、安全で安心な電波利用環境を維持・保護することが一層求められています。

北海道総合通信局では、遠隔で道内の電波を監視できるデューラス（DEURAS）システムにより、日夜電波監視を行っています。また、監視データを基に道内各地に移動監視を実施しており、ルールを守らない無線局、不法無線局、混信の原因となっている雑音源などを迅速かつ効率的に排除し、良好な電波利用環境の維持に努めています。

2 電波適正利用推進員

北海道総合通信局では、電波の適正利用に関する活動を行う民間ボランティア＝「電波適正利用推進員」51名を委嘱しています。推進員の方々には、道内各地域において、一般市民からの電波に関する相談に応じ専門的な見地から助言を行うなどの活動を行っていただいております。また、「電波教室」を開催するなどして電波利用のルールなど、電波に関するリテラシー向上に向けた活動を展開しています。

【 電波監視のイメージ 】

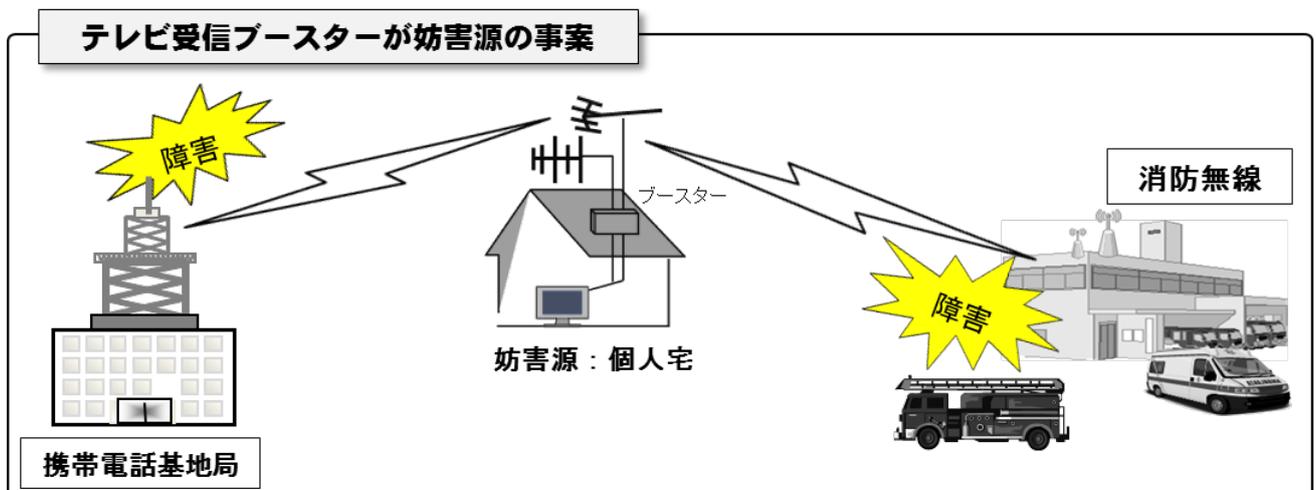


不法無線局・重要無線通信妨害への対応

北海道総合通信局では、国民生活に重大な影響を及ぼす、放送、航空、消防、警察等の重要無線通信に対する妨害が発生した場合に、直ちに調査を実施し迅速な妨害源の排除に努めています。

また、近年、ネット通販やホームセンターなどの量販店で電波を使用する家電製品が広く一般に流通するようになりました。発射する電波が電波法で定める「著しく微弱」の範囲内であれば無線局の免許は不要ですが、専門的な知識を有さない販売店の存在や免許を要さない範囲を超える製品が販売されていることなどから、それらの機器を使用したことによって重要無線通信に妨害を与えてしまった事例が全国各地で生じています。

【重要無線通信妨害への対応スキーム】



*上図のように、テレビ受信用ブースターの調整不良や故障によって不要な電波を発射する場合があります。携帯電話や消防無線などに妨害を与えることがあります。

「微弱電波を使用している」と称する機器への対応

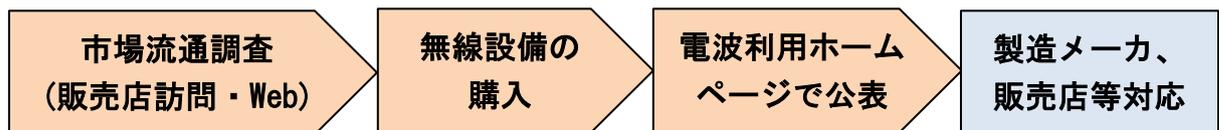
● 無線設備試買テスト ●

一般に販売されている製品の中には、発射する電波が著しく微弱で「免許が不要な無線設備」として売られていても、法令で定める微弱の範囲を超え、他の無線局に妨害を与えてしまう製品があります。

総務省では、微弱の範囲を超えるおそれがある無線設備を購入して測定を行い、その結果をホームページで公表し、一般消費者が購入・使用し、電波法違反（無線局の不法開設）となることや、他の無線局に障害を与えることを未然に防止するよう努めています。

購入に当たっては、技術基準適合証明マーク「㊦」と総務省電波利用ホームページの確認をお願いします。

【無線設備試買テストのスキーム】



- (1) 電波利用ホームページで公表した無線設備
無線設備試買テスト結果の公表は、電波利用ホームページをご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>
- (2) 販売されていた無線設備の一例（電波利用ホームページで表示される表の型式・名称をクリックすると写真が表示されます）

トランシーバ 型式・名称：MR355R

【パッケージ(表面)】



【パッケージ(裏面)】



【設備本体】

